



登場
ページ

今週の専門用語

04

ページ

過大役員退職金

役員退職金のうち、役員の業務従事期間や退職の事情、類似法人の役員退職金の支給状況などに照らして不相当に高額な部分がある場合には、その不相当に高額な部分は損金不算入となる（法令70①二）。この不相当に高額な部分が過大役員退職金である。否認を受けないためには役員退職金の適正額を算定する必要があるが、実務上は功績倍率法が用いられることが多い。ただ、功績倍率が類似法人の平均値よりも高いような場合には、過大役員退職金として損金不算入とされるリスクがある。

08

ページ

平等取扱原則

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とする憲法14条1項が定める法の下での平等を謳った原則であり、法の解釈や立法の過程のみならず、税務を含む執行の場面にも適用される。過去には、同一の状況にある複数の納税者に対する課税処分の違いにより平等取扱原則が争点となった税務訴訟が少なからずあり、納税者が勝訴した判例も存在している（大阪高裁昭和44年9月30日判決）。

30

ページ

暗号資産

「仮想通貨」の呼称を変更するもの（改正資金決済法2条5項）。“仮想通貨”とは付くものの通貨と誤認させやすいことや、国際的な動向を踏まえて変更されることになった。不特定多数を相手方として物品の購入やサービスの提供などを受ける場合に使用することができる財産的価値であり、電子情報処理組織を用いて移転できるという定義規定に変更はないが、金融商品取引法2条3項に規定する「電子記録移転権利」（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値）が除かれる。

From
編集室

◆今年の10月1日より消費税率が10%に引き上げられる予定だが、経過措置の指定日である「平成31年4月1日」もすぐ目の前だ。指定日が関係する経過措置は「工事の請負等」や「資産の貸付け」など。指定日までに契約すれば、消費税率の引上げ後も8%の税率を適用することができる。◆ただ経過措置の内容が正しく理解されているわけではない。内閣府にも消費税の経過措置に関する質問が多く寄せられているようだ。例えば、経過措置は事業者の選択適用ではないという点には留意したい。消費税法に規定する要件に該当すればすべからず適用されることになる。今一度確認しておきたいところだ。（MIN）

週刊T&Amaster 第780号

2019年3月25日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp